『病棟転換型居住系施設の問題の本質はどこにあるのか』

2014年11月13日

杏林大学
長谷川利夫

於:参議院議員会館

「障害があろうとなかろうと、
人として平等である」

という考え方に真っ向から
挑戦している

さらに・・

我が国の<u>国のあり方</u>の
様々な問題点が
集約されている

今までの流れ

2013 年6 月

精神保健福祉法改正

「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」

を定めることになる。

「長期在院者への地域生活の移行支援に力を注ぎ、また、入院している人たちの意向を踏まえたうえで、病棟転換型居住系施設、例えば、介護精神型施設、宿泊型自立訓練、グループホーム、アパート等への転換について、時限的であることも含めて早急に議論していくことが必要。最善とは言えないまでも、病院で死ぬということと、病院内の敷地にある自分の部屋で死ぬということには大きな違いがある」

2013年10 月17 日の第6 回厚労省検討会岩上構成員資料より

危険な罠

「意向を踏まえたうえで」

⇒「精神障害者等に対する地域移行・地域生活支援に向けた意向確認」を実施

病棟転換型居住系施設導入の根拠にされる可能性

「時限的であることを含めて」

⇒7/1の取りまとめでは、「基本的な利用期間を設ける」とされた

★一度作ってしまった施設は、30年くらい長く使おうとするのは当たり前！！

「病院で死ぬということと、病院内の敷地にある自分の部屋で死ぬということには大きな違いがある。」

感動か？

怒りか？

「病院で死ぬということと、病院内の敷地にある自分の部屋で死ぬということには大きな違いがある。」

感動した人・・・

「そのとき、よどんでいた会議の空気が変わったのが、傍聴席にいた私にも分かった。」

（某新聞論説委員の方）

怒った人・・・

「障害のある人は2級市民という考えが無意識のうちにこの文章ににじみ出ているのではないか？」

（内閣府障害者政策委員会尾上委員）

障害者権利条約第19条

「障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わない」

大事なのは「法の精神」

障害者権利条約は、

障害のある人が、障害をもたない市民が選択するのと同じように、地域のアパートやマンションや持ち家を選択して生活できるようになることを求めている。

精神科病院の病棟を転換したアパートに市民がやってきて住むのだろうか？

街の不動産屋さんが、これを賃貸物件に出して商売をするだろうか？

これは何を意味するか？

・歴史上、女性、黒人は「市民」でなかった

・我が国おいては今でも、「障害者は市民でない」と言っているのに等しい

病棟転換型居住系施設は、
障害者権利条約に
真っ向から反する

「正当性」の根拠の一つ

2006年「退院支援施設」の時と違って・・・

「**今回は福祉の人たちが言っている**」

正当化の根拠

スロープ論

日本精神科病院協会　千葉潜氏

- スロープが必要

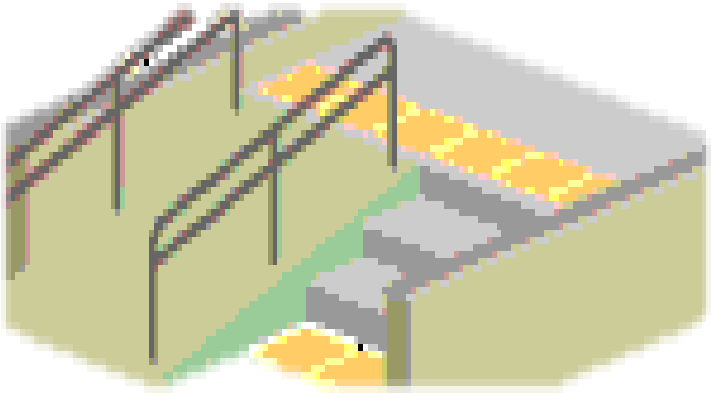

- 100人には100通りの支援が必要
  ⇒100人の内1人でもその施設がいいと言えば
  それを作ることになってしまう！

スロープ論への批判

「地域のスロープがあまりにゆるやかだと、本当に地域移行しているかわからない。どうしても医療モデルでいうと、この人はグループホームでないと、あるいは旧援護寮でないと生活できないと考えがち。その施設からまたアパートに移行するという手間暇を考えると、そこが地域移行のハードルになってしまう」

柳氏（豊岡保健所）4月25日検討会より

経営や職員を心配？

ある新聞論説委員の方

背景には、精神科病院の９割が民間という事情がある。単にベッドを減らせば、入院の診療報酬に支えられてきた経営が行き詰まる。借金は返せなくなり、病院職員も仕事を失う。

社説

「病院のままでは、入院患者に外部の専門家からの支援を届けにくい。居住施設になれば、患者に接触してその要望を聞き取るのが容易になり、本格的な地域での暮らしにつなげやすい。そんな考え方が背景にある」

↑

本当だろうか？

大阪精神医療人権センター、東京、新潟等のように、精神医療の情報公開を進める方が先決では？

まるで日精協の主張？

PSW協会（日本精神保健福祉士協会）

「居住先（生活の場）と生活スタイルが一気に変化することを避けるために、有期限で段階的に地域生活を目指すことのできる新たな居住施設へ一旦移行し、既存サービスもしくはACT支援（これが全国的に広まる前提で）で生活スタイルを作り、その後居住先を新たに設定する」

2014年4月25日長期入院精神障者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会作業チーム　日本精神福祉士協会柏木構成員提出資料より

- いったい誰のための厚労省の検討会だったのか？

- 施策とは誰のものなのか？

９０４億円問題

「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律案」のなかの「新たな財政支援制度」のなかに「病床の機能分化・連携―精神科長期療養患者の地域移行」が謳われ、精神科病院の病棟の転換費用が想定されている。各自治体への金額の内示も行った

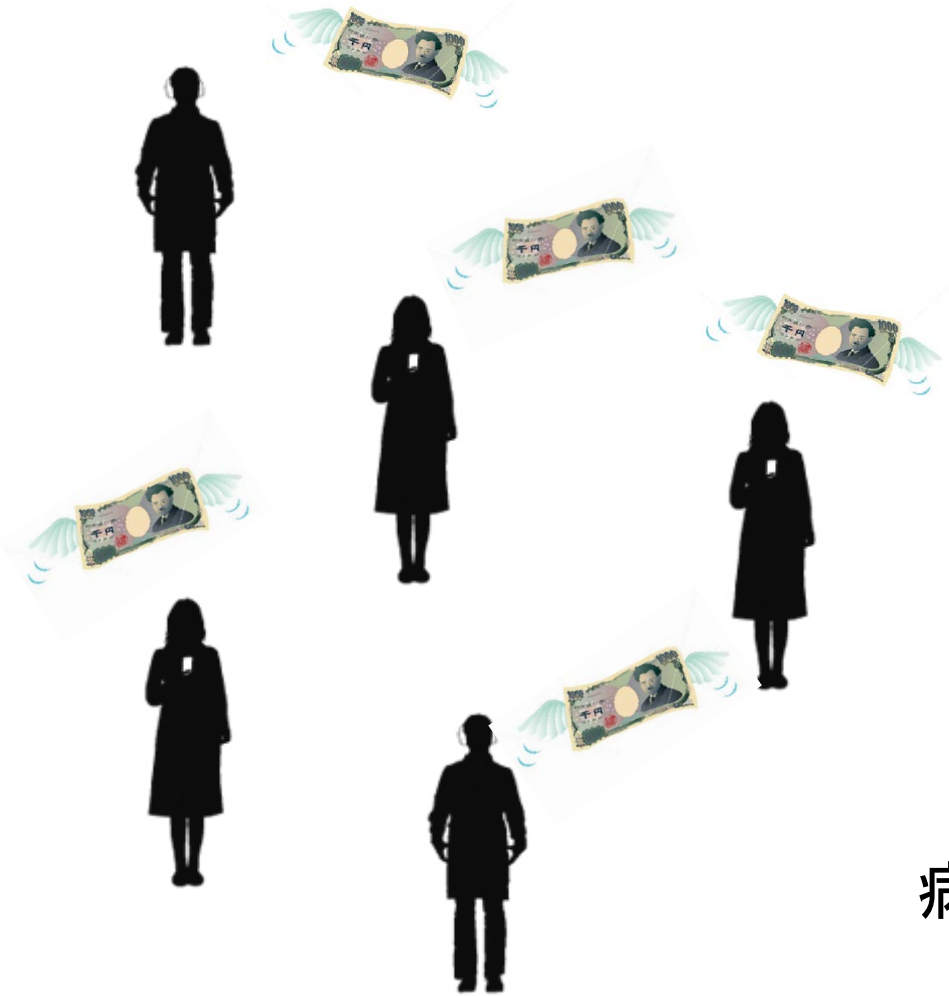

病棟転換型居住系施設建築資金

消費増税分が転換施設の建築資金に

25分の2問題

厚労省検討会の25人構成員のうち
障害当事者は2人、家族は1人

サプライヤー側に偏った人選

当事者外し　問題

障害者権利条約の監視機関である
内閣府障害者政策委員会

本年5月20日が委員の任期
任期切れ後、9月1日まで委員不在の状況
再開されると・・・
精神障害者、知的障害者の当事者が委員から外される

「有識者会議」という思想

- 当事者ではなく、知識があるものが判断することが正しい
- 当事者は重要なプレイヤーではない
- 当事者は、判断に資する情報を提供するにすぎない

⇒**本来は当事者なのだから「半分以上」いても**
おかしくないはず
実は「有識者」でなく「関係者」なのでは？

情報公開

- 情報は誰のものか？
- 市民、国民のもの
- 厚労省の「とりまとめ」が発表されても、途中経過の議事録がなかなか公表されない現状
- 「反対」と言っていた人の言葉が議事録から消える

メディアの問題

検討会で議論している最中に「結果」が公表

精神科病棟の居住施設転換を容認 長期患者の退院促す- 共同通信（2014年7月1日20時24分）

厚生労働省は1日、精神科病院の長期入院患者の退院を促すため、病棟の居住施設への転換を条件付きで認める方針を固めた。精神障害者の地域生活復帰を図る対策を議論してきた有識者検討会が同日、報告書をまとめ、多数意見として病棟転換の容認を盛り込んだ。

　病棟転換をめぐっては、「単なる看板の掛け替え」「病院が患者を囲い込み、精神障害者の隔離を続けるだけ」と反対運動が起き、議論の焦点になっていた。厚労省は、来年度の障害福祉サービスの報酬改定や、省令改正などで制度的な対応を図る。

ロールズ的に言うならば

「自分が社会のどこにどんな人間として生まれ変わっても耐えられるかどうか」がその社会が公正かどうかということの判断の基準

果たして病棟転換型居住系施設を容認しそこに人が住む社会が公正と言えるのか？

推進しようとする人たちは、自分が我が国の障害者に生まれ変わっても同じ主張をし続けられるのか？

「病棟転換型居住系施設」問題は

人権問題である！！

6月26日　日比谷野外音楽堂

3200人集会の一定の効果

新聞

●精神病院から地域へ／尊厳を取り戻すために…信濃毎日新聞社説2014.8.17
●精神病棟転換／患者本位とはいえない……徳島新聞社説2014.7.26
●「朝三暮四」の厚生労働省……徳島新聞コラム2014.7.25
●精神医療改革　あくまでも地域へ……朝日新聞　2014.7.22
●精神医療改革／社会的入院の解消を図りたい……讀売新聞社説　2014.7.13
●精神科病棟の居住化／「地域移行」に逆行する…沖縄タイムズ社説　2014.7.8
●精神病棟転換／患者のためになるのか…信濃毎日新聞社説　2014.7.8
●Not a solution for mental patients……TheJapan Times社説　2014.7.7
●精神科病棟の転換容認 「敷地内退院」では理念ゆがむ…愛媛新聞社説 2014.7.4
●病院の住居化　生き直す機会奪われる…東京新聞・中日新聞社説　2014.7.1
●精神科病床転換／根本的な解決にはならない…河北新報社説　2014..6.29
●精神医療改革/佐賀新聞　8月25日

声明

日本弁護士連合会、東京都弁護士会、和歌山弁護士会、日本障害者協議会、障害者インターナショナル日本会議、日本病院・地域精神医学会・・・・・

しかしまだまだである

さらに声を拡げよう！